

第3項 足元からの行動を広げる仕組みと取組

(1) 練馬区環境基本条例と練馬区環境審議会

環境基本条例（平成18年6月練馬区条例第58号）

練馬区では、区の環境保全施策の方向性を明確にする基本的な枠組みとして平成18年6月29日に「練馬区環境基本条例」（以下、「環境基本条例」）を公布し、同年8月1日に施行しました。

環境基本条例は、環境の保全に関する基本理念を明らかにし、区・事業者・区民の責務を明確にするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を条例として定めることにより、練馬区における環境保全を総合的、計画的に推進することを目的としています。

環境基本条例により、従来から進めている環境基本計画や個別計画の策定、環境情報の区民等への提供、環境学習の推進など、区の環境保全施策の内容が、法的担保となる条例に位置づけられ、また練馬区環境審議会などの新たな仕組みが創設されました。

区は、この環境基本条例を基本的な枠組みとして、環境保全施策を区民・事業者と連携協力しながら進めています。

環境基本条例の概要

ア) 基本理念

良好な環境を次世代に引き継ぐこと、環境への負荷が少ない持続可能な社会を築くこと、日常生活や事業活動全般において環境保全を進めることを基本理念としています。

イ) 区の責務など

区をはじめ、事業者、区民、区内で活動する人の責務をそれぞれ定め、相互に連携・協力するよう努めることを定めています。

ロ) 環境保全に関する計画や区の施策の策定など

環境保全に関する基本的な計画（環境基本計画）の策定を区長の義務としました。また、施策の策定や施設の建設などに際して環境に配慮することを定めています。

エ) 区民参加や区民への支援など

区は、環境保全に関する区民の参加を進め、環境に負荷をかけない区民活動を支援する仕組みの整備を図るとともに、環境学習を推進し、環境保全に関する知識・意識の普及啓発に努めることを定めています。

また、日常生活や事業活動が環境に大きな負荷をかけないよう、必要に応じて区民や事業者措置を要請することができることを定めています。

カ) 環境に関する調査・研究

区は、環境についての調査・研究、情報の収集、監視・測定を実施し、報告書を作成するなどして、公表することを定めています。また、環境に関する情報を区民・事業者提供することを定めています。

か) 練馬区環境審議会

区の環境保全に関する施策や事業に関して意見を聴くため、区長の附属機関として「練馬区環境審議会」を設置することや、その基本的事項を定めています。

練馬区環境審議会

練馬区環境基本条例第 22 条の規定に基づき、「区の環境の保全に関して基本的事項を調査審議するための組織」として、平成 18 年 12 月に練馬区環境審議会を設置しました。環境審議会は、区長の諮問に応じて、「基本計画に関すること」、「区の環境の保全に関する基本的事項」について調査審議します。委員の任期は 2 年で、22 年 12 月から第 3 期の審議会となり、公募区民委員 6 名、区民団体委員 3 名、事業者団体委員 4 名、学識経験者委員 2 名、教育関係者委員 2 名、関係行政機関委員 1 名の計 18 名で構成されています。

平成 23 年度は 3 回の審議会を開催し、「練馬区環境基本計画 2001－2010（改定計画）の進捗状況」、「平成 23 年練馬区節電実施計画の取り組み結果」等について報告しました。

(2) 環境都市練馬区宣言（平成 18 年 8 月）（巻末に記載）

「環境都市練馬区宣言」は、環境基本条例に沿って、区民・事業者・区を挙げて、地域環境、地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにすることにより、今後、一層の努力を傾けて、より良い環境をつぎの世代に引き継いでいくための契機とすることを目的としています。

練馬区では、過去、3 つの都市宣言（①非核都市練馬区宣言（昭和 58 年 10 月 3 日）、②交通安全都市練馬区宣言（平成 10 年 12 月 15 日）、③健康都市練馬区宣言（平成 13 年 10 月 8 日））を行っています。環境都市練馬区宣言は、これらに続く練馬区 4 番目の都市宣言です。

環境都市練馬区宣言自体には、条例のような法的拘束力はありませんが、区として環境保全に取り組む意思と姿勢を示すという点に、大きな意味があります。

この宣言は、環境基本条例を後押しし、区民・事業者・区の環境保全の取組を推進する一つの契機とするために行われました。

また、宣誓文は、区民による懇談会が原案を作成しました。その原案をもとに区の内部で検討を進め、宣言文案を作成し、区議会の議決を経て決定しました。

(3) 練馬区環境基本計画 2011 (平成 22 年 12 月策定)

計画策定の考え方

① 計画改定の目的

区は、平成 5 年度に最初の「練馬区環境基本計画」(以下、「基本計画」という。)を策定し、この計画を基本に区の環境保全に関する施策を展開してきました。

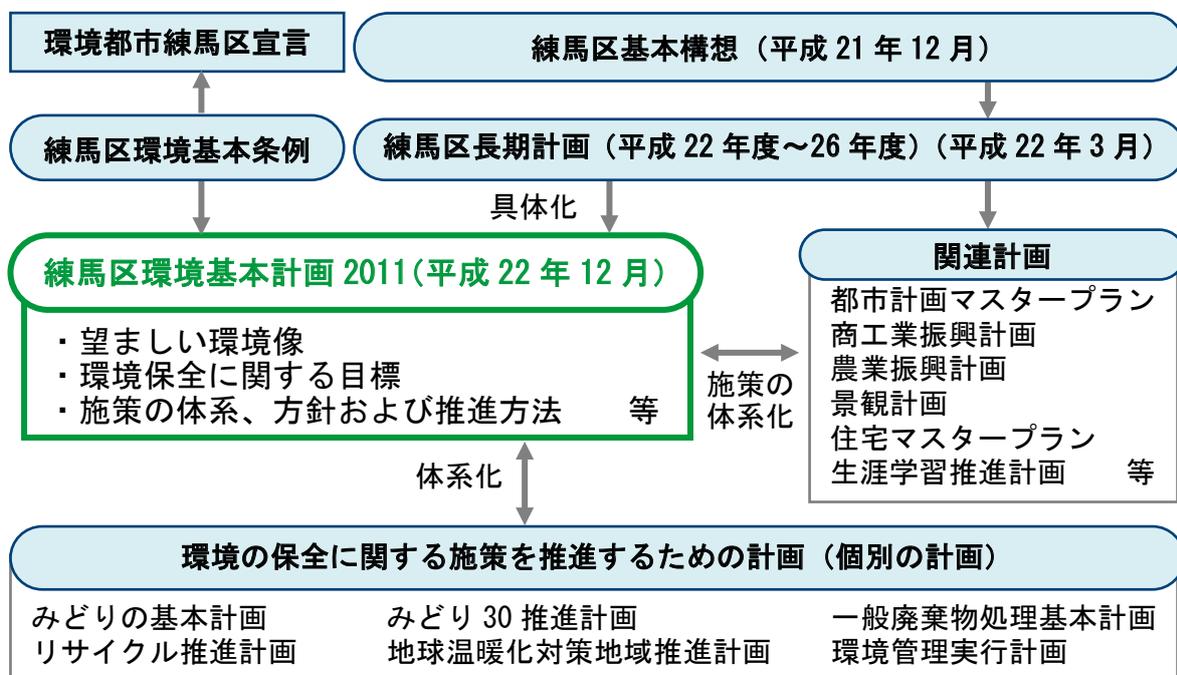
21 年度の「練馬区基本構想」および「練馬区長期計画 (22 年度～26 年度)」の策定を受け、区の環境保全に係る計画においても、長期計画を踏まえた新たな環境行政の方向を示すとともに、増加を続ける温室効果ガスの排出削減や、区の特長であるみどりの保全・創出等さまざまな対応が求められるようになってきました。

これらの環境行政を取り巻く状況の変化や、国内外の動向を踏まえた新たな基本計画の策定は、21 年 9 月より始め、計画素案を 22 年 8 月にまとめ、パブリックコメントを行いました。また、計画素案を練馬区環境審議会に諮問し、同年 10 月の答申を受けて、計画案としてまとめ、同年 12 月に策定しました。

② 計画期間

基本構想の目標年次を踏まえ、平成 23 年度からおおむね 10 年後の平成 30 年代初頭までとします。このうち平成 26 年度までを前期計画と位置づけ、基本施策や事業の目標を設定します

③ 計画の位置づけ



環境基本計画 2011 における望ましい環境像と基本目標

① 望ましい環境像と計画体系

本計画では、「ともに築く 循環・共生のまち ねりま」を区の望ましい環境像に掲げました。さらに、「みどり豊かなまちをつくる」、「環境に配慮したまちをつくる」、「学びと行動の環を広げる」を基本目標に定め、8つの基本施策、23の施策、8つの重点事業を展開しています。

【望ましい環境像】ともに築く 循環・共生のまち ねりま			
基本目標	基本施策	施策	重点事業
みどり豊かなまちをつくる	ふるさとのみどりと水を創出する	民有のみどりの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの街並みづくりへの助成 ・農とのふれあいの推進 ・みどりのリサイクルの推進 ・地域の特色を活かした景観まちづくりの推進
		みどりと水の拠点整備と機能の維持	
		都市農業の振興と都市農地の保全	
		公共施設の緑化整備	
	みどりを愛し育む活動を広げる	みどりを守り育てる仕組みづくり	
		身近なみどりを広げる活動への支援	
まちなみを守り育てる	まちづくり環境配慮制度の活用		
	調和のとれた都市景観の形成		
	まち美化活動への支援		
環境に配慮したまちをつくる	地球温暖化対策を強化する	地球温暖化対策やヒートアイランド対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区版カーボン・オフセット制度の創設 ・練馬区資源循環センターを活用した3Rの推進
		区民・事業者の環境配慮活動への支援	
		区の環境配慮行動の率先実行	
	循環型社会を構築する	ごみの発生抑制と意識啓発の推進	
		リサイクルの推進	
		ごみの適正処理の推進	
	安全で暮らしやすい地域環境をつくる	良好な交通環境の整備	
		安全な生活環境づくりの推進	
環境にやさしい住まいづくりの促進			
環境に配慮した経済活動への支援			
学びと行動の環を広げる	環境学習・環境教育を促進する	環境情報の効果的な提供	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな地球温暖化防止啓発事業の実施 ・練馬区地球温暖化対策地域協議会への支援
		環境学習・環境教育のための機会づくり	
	協働による取組を広げる	環境保全活動・環境教育を担う人材の育成	
		協働による取組の促進	

② 環境指標と進捗管理

本計画の進捗状況の点検は、区の環境の状況や環境保全施策の実施状況を示す代表的な指標である「環境指標」を用いて行います。

各環境指標は、本計画の「基本施策」ごとに設定し、基本施策の進捗や成果を測るため、前期計画期間（原則として平成26年度まで）において達成をめざす目標としました。

【環境指標の状況等に関する調査結果】

- A：目標値どおりまたは目標値以上の実績を挙げている・・・ 10 指標
- B：ほぼ目標値どおり（目標値の概ね8割以上）の実績を挙げている・・・ 8 指標
- C：事業を実施しているが、目標値の8割に満たない・・・ 1 指標
- D：事業を全くしていない・・・ 0 指標
- E：評価計算ができない・・・ 0 指標

基本施策	環境指標	平成23年度目標	平成23年度実績	評価	目標 (平成26年度)
ふるさとの みどりと水 を創出する	市民緑地(憩いの森・ 街かどの森)の年間 新規開設面積	3,700 m ² (憩いの森1か所 1,700 m ² 、 街かどの森4か所 2,000 m ²)	2,288.64 m ² (憩いの森1か所)	C	3,700 m ² (憩いの森1か所 1,700 m ² 、 街かどの森4か所 2,000 m ²)
	河川の生物化学的 酸素要求量(BOD)の 環境基準値達成率	100%	100%	A	100%
	農業体験農園 の施設整備数	17 園	16 園 (1園増1園減)	B	20 園
みどりを愛 し育む活動 を広げる	練馬みどりの葉っぱい 基金の積立額(累計)	6億1,000万円	6億6655万円	A	7億6,000万円
	地域住民による 公園等の管理か所数	52 か所	49 か所 (2か所増3か所減)	B	58 か所
まちなみを 守り育てる	環境影響評価手続 における区民周知 の実施度合い	100%	100%	A	100%
	景観まちづくり を進めている地区数	指定・拡大	2 地区	A	2 地区
	環境美化推進地区 および環境美化活動 団体の登録世帯数	149,000 世帯	124,859 世帯	B	160,000 世帯

基本施策	環境指標	平成 23 年度目標	平成 23 年度実績	評価	目標 (平成 26 年度)
地球温暖化 対策を強化 する	練馬区から排出される 温室効果ガスの 年間総排出量 (CO ₂ 換算)	(平成 21 年度) 193 万 4 千 t	(平成 21 年度) 206 万 6 千 t	B	(平成 24 年度) 185 万 7 千 t
	住宅・事業所の 地球温暖化対策 設備設置補助件数 (累計)	住宅補助 1,929 件 事業所補助 48 件	住宅補助 2,254 件 事業所補助 5 件	B	住宅補助 3,600 件 事業所補助 120 件
	区の事務事業に伴う 温室効果ガスの 年間排出量(CO ₂ 換算) (温室効果ガス排出量の 算出に当たっては、平成 21 年度の排出係数によ り算出)	48,700t	41,043t	A	44,391t
循環型社会 を構築する	区民一人1日当たり のごみの排出量	560g	542g	A	530g
	集団回収登録団体数	418 団体	449 団体	A	490 団体
	可燃ごみの中に資源 物、可燃ごみ以外のも のが混入している割合	20%	21.9%	B	26 年度まで 20%、 32 年度まで 15% 以下。
安全で暮ら しやすい地 域環境をつ くる	区内の都市計画道路 の完成率	52%	49%	B	55%
	みどりバスの乗車人数 (1 便あたり平均)	20 人	18 人	B	24 人
	二酸化窒素が環境 基準に適合している 測定か所数(割合)	13 か所(100%)	13 か所(100%)	A	13 か所(100%)
環境学習・ 環境教育を 促進する	環境作文コンクール への作文応募数	1,100 作品	1,320 作品	A	1,100 作品
協働による 取組を広げ る	ねりまエコ・アドバイザー が関わった環境保全・ 環境教育関係事業の 年間実施数	449 件	500 件	A	500 件

(4) 練馬区地球温暖化対策地域推進計画（平成 21 年 3 月策定）

策定の背景

区では、これまで、環境基本計画や「練馬区地域省エネルギービジョン（平成 18 年 2 月策定）」（以下、「省エネビジョン」）に基づき、省エネルギー対策、地球温暖化対策に取り組んできましたが、省エネビジョン策定以降、京都議定書目標達成計画が改定され、国や東京都が中・長期的な温室効果ガスの削減目標や対策等を示した計画を策定しています。練馬区においても平成 18 年 12 月に「みどり 30 推進計画」を策定し、環境面に大きな効果があるみどりを保全し、創出する取組を一層強化するなど、地球温暖化への対応が変化してきています。

こうした中、区では、平成 19 年度から、省エネビジョンに代わる新たな地球温暖化対策の枠組みとして、練馬区地球温暖化対策地域推進計画（以下「地域推進計画」）の策定作業に着手し、平成 21 年 3 月に策定しました。

計画の目的・位置づけ・対象とする温室効果ガス

① 計画の目的・位置づけ

地域推進計画は、京都議定書目標達成計画や東京都環境基本計画を踏まえ、練馬区の自然的社会的条件に応じて、練馬区全体に係る地球温暖化対策を総合的、計画的に推進することを目的とします。また、地球温暖化対策推進法に基づく計画であるとともに、区の環境基本計画に基づく個別計画でもあります。

② 対象とする温室効果ガス

地域推進計画では京都議定書を踏まえ、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）の 6 種類の温室効果ガスを対象とします。

練馬区の温室効果ガス排出量

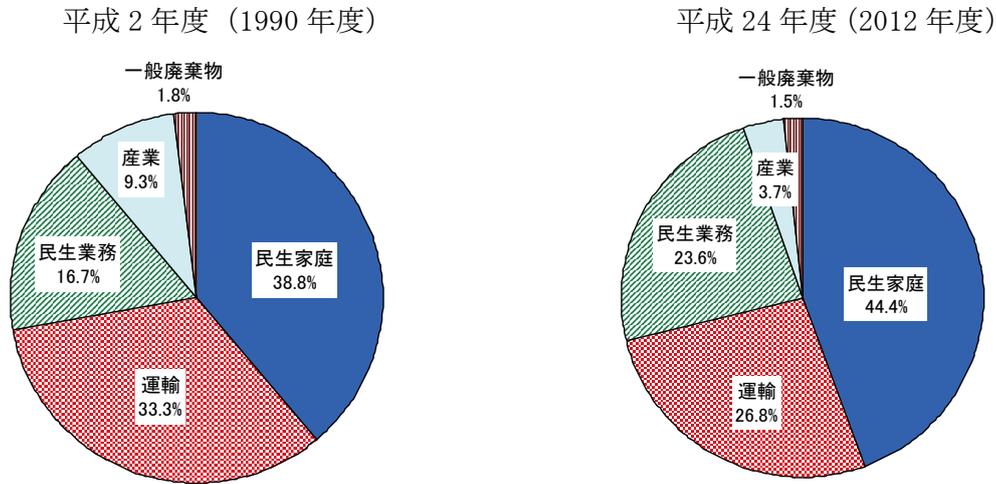
① 温室効果ガス総排出量の推移

現状レベルの温暖化対策のままでは、平成 24 年度の温室効果ガス総排出量は、231 万 7 千 t-CO₂になると予測（地域推進計画策定時）されました。（基準年度比で 32.3% の増加）

年度	基準年度 H2(1990)	H7(1995) 実績値	H12(2000) 実績値	H17(2005) 実績値	H21(2009) 実績値	H24(2012) 予測値
排出量（千 t-CO ₂ ）	1,751	1,963	2,020	2,024	2,066	2,317
基準年度比増減（%）	—	12.1	15.4	15.6	18.0	32.3

② 二酸化炭素の部門別排出量の推移

平成 24 年度（2012 年度）の練馬区の二酸化炭素の約 95%は、民生家庭部門（一般家庭）や民生業務部門（事業活動）、運輸部門（自動車等）から排出されるものです。民生家庭部門と民生業務部門から排出される二酸化炭素の増加率は、他の部門の増加率より大きいと予測されています。



練馬区の地球温暖化対策の課題と計画の基本理念・基本方針・目標

① 練馬区の特性を踏まえた地球温暖化対策の主要な課題

- 区民、事業者、区が一体となって、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門における省エネルギー対策に取り組んでいくこと。
- 再生可能エネルギーの利用を拡大していくこと。

② 基本理念および基本方針

地球温暖化対策の課題を踏まえ、また、省エネビジョンも考慮し、つぎのような基本理念、基本方針を掲げ、練馬区における地球温暖化対策を推進することとします。

■基本理念

練馬から広げよう エコの“環”

■基本方針

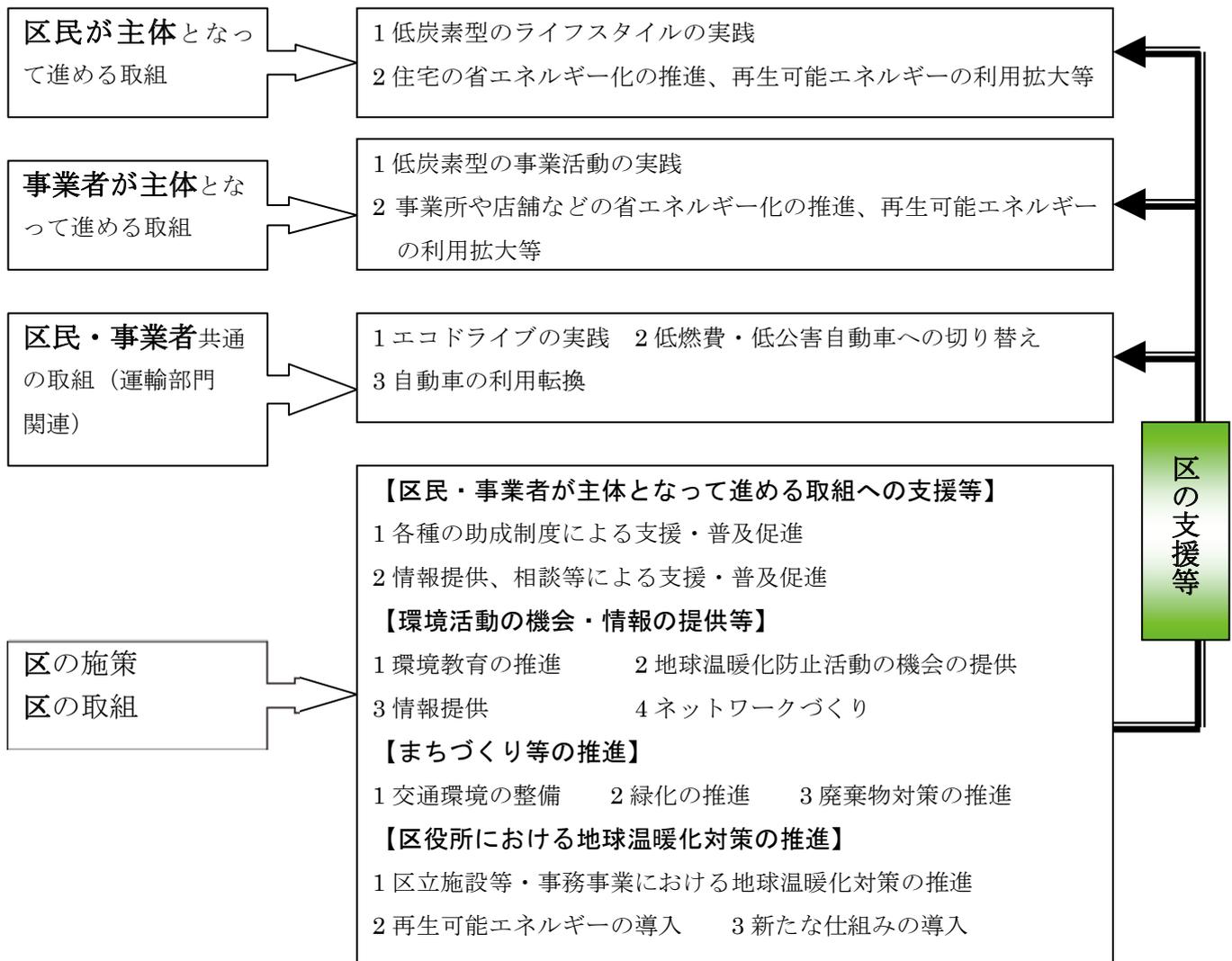
- 一人ひとりがエコライフに取り組みます
- あらゆる場面でエコに取り組みます
- みんなが手をつなぎ、温暖化防止に取り組みます

③ 目標

基本理念・基本方針を踏まえ、練馬区において低炭素社会づくりを進めていくため、練馬区における温室効果ガス削減目標を掲げます。

■短期的目標
<p>平成 24 年度（2012 年度）までに、平成 12 年度（2000 年度）比で 8%削減</p> <p>※1 平成 12 年度（2000 年度）より 16 万 3 千 t を削減</p> <p>※2 区民 1 人 1 日あたり 0.6kg を削減</p> <p>【京都議定書目標達成計画を踏まえて設定】</p>
■中長期的目標
<p>平成 32 年度（2020 年度）までに、平成 12 年度（2000 年度）比で 25%削減</p> <p>※1 平成 12 年度（2000 年度）より 50 万 5 千 t を削減</p> <p>※2 区民 1 人 1 日あたり 1.9kg を削減</p> <p>【東京都全体の目標を踏まえて設定】</p>

練馬区における地球温暖化対策の体系



計画の推進方策

地域推進計画の進行管理は、計画の企画・立案（PLAN）、取組の実施（DO）、実施結果の評価（CHECK）、計画の見直し（ACTION）というPDCAサイクルのプロセスに沿って進めていきます。

また、PDCAサイクルによる計画推進は、練馬区地球温暖化対策地域協議会、練馬区環境審議会、区の関係部課長で構成される練馬区地球温暖化対策推進本部が担います。

練馬区地球温暖化対策地域協議会

区内の日常生活に起因する温室効果ガスの排出抑制に必要な取組を協議し、企画・実施するため、平成22年5月に設立されました。

平成23年度には、区民公募により「ねり☆エコ」という愛称を定めました。

会員は、練馬区を始め、区民団体、事業者団体、教育関係者、学識経験者、行政関係機関など29団体です。（平成24年7月現在）

平成23年度は、ねりま・エコスタイルフェア、省エネライフ2012といったイベントや、家庭や事業所の節電・省エネに役立つ講演会の開催を通じて、温室効果ガスの排出抑制を啓発しました。さらに、家庭の節電行動を調査する省エネナビモニター事業やみどりの省エネ大作戦を実施し、その結果を夏の節電のヒントとなるように練馬区地球温暖化対策地域協議会のホームページなどで発表しました。

(5) 地球温暖化対策設備設置補助制度

地球温暖化対策設備設置補助事業

太陽光発電設備や高効率給湯器は、日常生活における温室効果ガスの発生を抑制する効果がありますが、設置には多額の費用がかかります。

そこで、区では平成18年度より、これらの設備を設置した方に、その費用の一部を補助し、区内への普及を促進しています。平成22年度より小規模事業者への補助も開始しました。



太陽光発電設備

《 平成 23 年度 補助実績 》

設備種類	補助内容 (1件あたり・上限)	実績	
		件数(件)	金額(千円)
太陽光発電設備	8万円	409	32,720
自然冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	2.5万円	95	2,375
ガスエンジン・コージェネレーションシステム (エコウィル)	2.5万円	1	25
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	10万円	165	16,500
合 計 ※		670	51,620

※ 実績値は住宅用・小規模事業者の合計値



家庭用燃料電池システム (エネファーム)



自然冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)

(6) 環境教育啓発事業

エコライフチェック

エコライフチェックとは、区民一人ひとりが環境に配慮した暮らし方に取り組む日（エコライフデー）を一年のうち一日決めて、自らエコライフ行動を実践し、普段の日の状態と比較することにより、エコライフ行動の効果（二酸化炭素排出量の削減）を確認する普及啓発事業です。

その特徴は、日常生活において環境配慮したかどうかをごく簡単にチェックするだけなので、小学生から大人まで、だれにでも簡単に参加できるという



エコライフチェックワークシート

点や、エコライフ行動の実践をチェックするための「エコライフチェックシート」を区と区民の共同で独自に作成しているという点です。

平成 23 年度は、東日本大震災の発生をうけ、毎年 10 月に実施していたエコライフチェックを節電に特化した事業に再編成し、夏期の節電対策として 7 月～9 月の期間に、「節電エコライフチェック」として実施しました。その結果、区の小中学生約 47,500 人の取組により、371 万 kwh の節電（二酸化炭素削減量は 1,189t）の効果がありました。

環境作文コンクール

小・中学生の環境問題への意識・関心を高めることを目的として、昭和49年度から環境作文コンクールを実施しています。

平成 23 年度は「わたしたちにできるエコライフ」、「ねりまで見つけた 感じた 自然」、「みんなができるリサイクル」をテーマとして募集し、1,320 点（小学生部門 371 点、中学生部門 949 点）の応募がありました。入賞作品は、作品集としてまとめ、環境課窓口、図書館などのほか、区ホームページで閲覧できます。

こどもエコクラブ活動の支援

こどもエコクラブ事業（幼児から高校生を対象とする環境クラブ活動）の地方事務局として、区内クラブの活動を支援しています。平成 23 年度は 24 クラブ 441 名が登録・活動しました。

ねりまエコ・アドバイザーの活動の支援

ねりまエコ・アドバイザーの活動内容は、区が行う環境教育啓発事業や環境調査などへの協力、地域で行われる環境保全活動への助言・協力、その他区の環境施策に関することなど、多岐にわたっています。また、所属している環境団体等においても活発に活動しています。

区では、ねりまエコ・アドバイザーの活動を活性化するための支援として、ニュースレター「ねりまエコ・アドバイザー通信」の発行およびフォローアップ研修を実施しています。

ねりまエコ・アドバイザーの活動を活発化するため、平成 21 年に「ねりまエコ・アドバイザー協議会」が設立されました。

平成 24 年 4 月現在、53 名のねりまエコ・アドバイザーが活動しています。



フォローアップ研修

環境月間行事

6月5日の「世界環境デー」に関連し、環境省が定める環境月間（6月）に、リサイクルセンター・区役所本庁舎アトリウムを会場として、「ともに築く 循環・共生のまち ねりま」をテーマに環境月間行事を実施しました。

区内の環境活動団体やこどもエコクラブ、企業などが参加しました。



平成 23 年度環境月間行事（区役所アトリウム）

電気自動車の活用

区が率先して地球温暖化対策に取り組むため、平成 21 年 10 月に電気自動車（三菱自動車工業・i-MiEV^{アイミーヴ}）を 2 台導入しました。

電気自動車は、走行中に CO₂ や NO_x などの排気ガスを全く排出しない究極のエコカーで、かつ静粛性に優れ、ガソリン車と比較して 1km 走行するコストが圧倒的に低いなど、多くのメリットがあります。

車体には、練馬区在住の漫画家で名誉区民の松本零士氏の作品「銀河鉄道 999」のイラストがフルラッピングされており、環境啓発と同時に区の特徴であるアニメ産業の紹介にも役立てられています。

電気自動車は、現場調査などの日常業務をはじめ、幼稚園・小学校を対象とした清掃・リサイクルの普及啓発の場である「ふれあい環境学習」、資源とごみの正しい分け方・出し方の説明会である「青空集会」においても活躍しています。

その他にも、平成 23 年度においては、「環境・リサイクルフェア」などの環境啓発イベントや「練馬アニメカーニバル」などのアニメイベントにおいても展示を行い、幅広く区民に親しまれています。



電気自動車



ふれあい環境学習の様子

©Leiji Matsumoto

ねりま・エコスタイルフェア

平成 23 年度は、東日本大震災の影響により、節電の取組が求められました。また、省エネ・省資源など「環境に配慮したライフスタイル」への関心も高まっています。こうした状況を受け、「進めよう！節電、省エネ、省資源」というテーマのもと、練馬区地球温暖化対策地域協議会の主催により、練馬まつりと同日（平成 23 年 10 月 16 日(日)）に、南町小学校を会場にして開催しました。

当日は、家庭での節電の取組や、省エネ・省資源を推進するさまざまな展示の他「練馬からできる災害復興支援」として、起震車を使った地震体験や、宮城県亘理町の物産販売などを行い、防災意識の向上や復興支援にも取り組みました。来場者は約 15,000 人でした。



ねりま・エコスタイルフェアの様子

節電対策

平成 23 年度は、東日本大震災の影響により「練馬区節電実施計画」を策定し、節電対策を実施しました。

夏期には、節電の協力を呼びかけるポスターの掲示とステッカーを配布し、冬期にも、ポスターを掲示しました。

また、夏期電気使用ピーク時間帯に特化した節電対策事業として、区内遊園地事業者である「としまえん」と連携し、「ねりま夕涼みチケット 14」の販売を行い、夏期電気使用ピーク時間帯における電気使用の抑制（ピークカット）を図りました。



夏の節電ポスター

ねりま eco チャレンジ！みどりのカーテン・プロジェクト

みどりのカーテンとは、つる性の植物をネットなどに這わせてつくる自然のカーテンで、建物の温度や室内の気温が上がるのを防ぐ働きがあります。

地球温暖化・省エネルギー対策として、家庭や事業所において、みどりのカーテンづくりにチャレンジし、その効果を体感していただくため、平成 23 年 5 月に、ゴーヤの苗セット（苗 2 株、ネット、ゴーヤの育て方ミニブック）を 1,500 セット配付しました。



みどりのカーテン

練馬区民環境行動連絡会の活動支援

平成16年8月に、区の呼びかけに応じて賛同した区民・事業者により組織された「練馬区民環境行動方針検討会議」は、自ら環境問題に対して取り組む行動を考え、実現していくために、「練馬区民環境行動方針」を策定しました。

その後、方針に提案され、先行して検討するプロジェクト案の具体化を図るために、検討会議委員の有志を中心にグループが結成され、平成17年4月には、これらのグループ間の連絡・調整等を図るための組織として「練馬区民環境行動連絡会」（以下、「連絡会」）が発足し、活動をしています。

区では連絡会と区民環境行動講演会を共催するとともに、広報紙の編集・発行を支援しています。その他、必要に応じて共同事業の実施、連絡会の活動への協力などを行っています。

平成23年度は、各グループがそれぞれに、または区や他の区民団体と共同で活動を広げるとともに、区民環境行動講演会*（平成23年11月と平成24年3月の2回）を開催しました。また、連絡会広報紙「もっと！青い空」の発行を2回行いました。

* 第1回：平成23年11月5日、「生ごみは堆肥にして土づくり～野菜を育てて健康生活～」
＜講師＝NPO法人 有機農産物普及・堆肥化推進協会事務局長 会田 節子氏＞
第2回：平成24年3月10日、「足元からの取組でつくる地球とともに生きる経済」
＜講師＝慶應義塾大学教授（前環境事務次官）小林 光氏＞

環境活動団体紹介

区民の自主的な環境活動を活発にしていくために、区内で環境活動（環境学習、環境保全活動、美化活動など）を行っているグループを区民に紹介しています。

平成24年3月31日現在、16団体が登録されています。各団体の活動内容等については、区のホームページの「学ぶ・楽しむ」内の「環境学習・環境活動」に掲載しています。